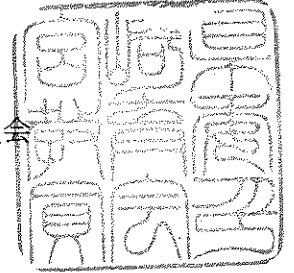


10150-1647

令和8年3月4日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について (回答)

令和8年3月3日付け21500-1427で照会のあった標記については、異議ありません。

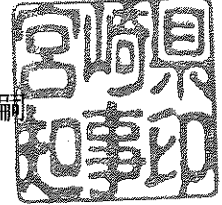
(文書取扱 教育政策課)

21500—1427

令和8年3月3日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野 俊 副



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（照会）

このことについて、下記のとおり議案を作成したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

1 議案名

議案第81号 訴えの提起について

2 提出する県議会

令和8年2月県議会定例会

（文書取扱 財政課）

【議案第81号】

訴えの提起について

教職員課

1 事件名

損害賠償請求控訴事件

2 当事者

控訴人（1 審被告） 宮崎県、延岡市

被控訴人（1 審原告） 個人

3 事件の概要

- 原告（元延岡市職員）は、令和2年1月29日、特別支援学級の児童が所持していた棒が頭部に接触したことにより、負傷した。
- 原告は、上記負傷により後遺症等が生じたとして、令和5年5月24日付けで、被告ら（宮崎県及び延岡市）に対し、40,566,633円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起した。
- 被告らは、本件事故は突発的に生じたものであるから予見可能性がなく、また、本件事故と原告に生じた傷病との因果関係も認められないと主張し争った。
- 令和8年2月20日、被告らに対して、連帯して11,806,947円及び遅延損害金の支払を命じる旨の判決が言い渡された。

4 控訴の理由

(1) 予見義務に対する疑義

児童が自閉症及びADHDであったことをもって、事故発生の可能性を予測できたとするが、教員に対して過度に広範な予見義務を課すもので妥当でない。

(2) 結果回避義務に対する疑義

予測できた以上、児童が棒を持たないようにする又は振り回すなどしないよう注意する義務があったとするが、かかる義務が教員に課されるとなると、自閉症及びADHDの児童等のいる学校では、一律に、当該児童等に同様の物を持たせないといった対応をとらざるを得ず、特別支援教育の硬直化をもたらすおそれがある。

(3) 因果関係に対する疑義

原告に生じた傷病は、せき・くしゃみ等によっても生じうるものであり、本件事故が当該傷病の原因であるとの判断に疑義がある。

(4) 過失相殺及び原告の既往症

原告にも事故発生の予見可能性及び結果回避可能性が認められるため、過失相殺されるべきである。また、原告の既往症が傷病の発生及び症状の増悪に寄与したと考えられる。